

# 新卒新人看護職員の夜勤への 教育的支援

特集にあたって

## 子どもと家族に24時間切れ目のない 安全・安楽なケアを提供するために

病気をもつ子どもたちが治療のために入院すると、そこは治療の場となり、生活の場ともなります。医療に携わる私たち看護職は、24時間を通じて子どもたちの生活を支えケアを提供することになるため、日中だけでなく夜間にもケア提供が必要です。そこで、夜勤業務が必要となります。夜間であっても、子どもたちの状態・状況をアセスメントし、食事や睡眠、治療にかかわるケアを提供するなど、子どもたちが安全・安楽に過ごせるようにケアしていくことは昼間と同じです。しかし夜勤帯は、医師、そのほかの職種、そして勤務する看護職も圧倒的に少なくなるために、一人ひとりの職員が担当する子どもの人数は多くなり、その責任も大きくなります。就寝までのケア、朝起きてからのモーニングケアなどの夜勤帯に必要なケアがあります。夜になって子どもたちの寂しさや不安が増すこともあるでしょう。それらに加え、通常検査や手術などは夜勤帯にはないとしても、緊急の入院や手術、急変、亡くなるなど、夜間に起こった場合には少ない人数で対応しなくてはなりません。子どもの状態を判断することも、限られたスタッフのなかで行っていくことになります。そのため、夜勤勤務は、新卒新人看護職員(以下、新人看護師)にとってはもちろんのことですが、指導する立場の看護職にとっても、非常にストレスの大きいものとなります。本来、睡眠をとって身体を休める時間帯に起きて勤務するには、精神面を含めた体調管理も必要となります。

各施設の方針、入院する子どもの特性、行われる医療の状況で、新人看護師が夜勤に入る時期やその開始の基準はそれぞれ異なるでしょう。新人看護師が日勤業務でトレーニングを積んで夜勤業務に入れたからといって、その現場で「独り立ちできた」とは決していません。むしろ、夜勤も含めた24時間でのケア提供を繰り返し経験し、小児

看護に必要な知識と技術、態度を身につけていくことによって、独り立ちに向かうといっただけでしょう。新人看護師は、看護学生時代、実習で受け持つ子どもは一人で昼間だけのかかわりを中心に学んできます。看護師になってから複数人を受け持ち、夜間のケア提供を段階的に学ぶこととなります。そこで本特集では、夜勤業務を中心として小児看護に携わる新人看護師の教育支援について取り上げました。

2010(平成22)年に、保健師助産師看護師法の改正により新人看護職員研修が努力義務化され、厚生労働省から「新人看護職員研修ガイドライン」が出されました。そして、新人看護師への院内の教育体制、研修が整備されてきました。医療の現場で新人看護師の離職率は軽減してきているとはいえ、常勤看護職員の離職率に大きな変化はなく、現場では指導する側の負担が大きいことがいわれています。新人看護師を育てる周囲の指導者たちも疲れのないような教育環境、労働環境の整備も必要です。すなわち、夜勤に入る本人の準備、周囲のスタッフの教育的支援、24時間働く労働環境、それぞれが整備されていくことが必要となります。

本特集では、新人看護師が夜勤業務を行うにあたっての準備、夜勤の際の指導、その後の支援まで、さまざまな施設の取り組みから考えていきたいと思います。24時間という切れ目のない時間を通じて、子どもたちに安全・安楽な療養環境を提供できることを目指し、現場の教育支援の一助となれば幸いです。

福岡市立こども病院看護部長／  
認定看護管理者、小児看護専門看護師  
三輪富士代 Miwa Fujiyo